

平成 17 年 6 月 28 日

中間整理（議論のたたき台）に対する意見

株式会社損害保険ジャパン

代表取締役副社長執行役員 西川 茂樹

本年 5 月 27 日開催の第 31 回第一部会において提示された「中間整理（議論のたたき台）」において「保険業法についても、販売・勧誘等に関するルールなどについて投資サービス法と一元化することについて検討を行うべきである」旨の提言がなされています（5 頁）。この提言につき下記のとおり意見を申し述べます。

記

1. 包括的な枠組みの整備に際しての留意事項

中間整理では「幅広い金融商品の販売・運用について可能な限り包括的な枠組みを構築し、規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図る」（5 頁）観点から上記の提言がなされていますが、下記 2 で述べるとおり、販売規制のあり方は個々の金融商品の特性に応じて様々であり、包括的な枠組みを検討するとしても「商品特性に応じた規制のあり方」という観点に十分留意する必要があると考えます。

この点は、これまでの当部会の審議においても十分勘案されてきたと考えますが、中間整理を拝見すると、投資サービス法を「現行の証券取引法及び証券投資顧問業法における規制の枠組みを基本」（9 頁）としつつ、「金融商品の販売に関する一般法」（5 頁）に組み替えていくアプローチだと誤解されかねない構成になっています。例えば保険商品に係る販売規制を投資商品に係るそれに合わせる形で「一元化」を検討すれば、保険契約者の保護に欠けることになりかねませんので、誤解のないような表現にしていきたいと考えます。

2. 販売規制の多様性

（1）業法ごとに固有の規制

証券取引法は、投資家保護に加え、証券市場の機能を確保することも目的とすると考えられ、この目的に沿って販売規制に関しても、大量推奨販売・フロントランニング・作為的相場形成など、市場の持つ価格形成機能を阻害する一連の行為を禁止しています。他方で、保険業法の販売規制においては、保険契約者の告知義務に関する不公正な行為を禁止するなど、他の金融商品に見られない独自の規制が存在します。

こうした例に見られるように、金融商品・取引の特性に応じて利用者保護のあり方（販売規制）は異なります。

（2）表面的には共通する規制

証券取引法と保険業法との間で表面的には共通する規制として「特別の利益の提供」の禁止があります。しかし、保険業法上の規制は「保険契約者間の公平性の確保」を目的としているのに対し、証券取引法上の規制は、投資家間の公平性の確保に加えて「証券市場における正常な価格形成機能の保持」も目的としています。また、等しく公平性の確保といっても、保険業法の場合には基礎書類に基づくものを適用除外としており、保険数理的・保険技術的な観点から判定する

必要があります。

こうした立法趣旨の相違は、具体的な事案に対し、これを規制すべきか否かの判断を異ならせる要因となります。

(3) 今後の審議

立法論として「金融商品の販売に関する一般法」が検討課題になり得ることは否定しませんが、以上のような多様性を踏まえると、検討の手順としては、先ず各業法の販売規制に対して横串を入れる際の切り口（保護法益）を整理する必要があると考えます。

中間整理はおそらく、投資家保護という切り口から共通する販売規制を想定し、その規制を及ぼすべき金融商品の範囲を広く取るというスタンスに立脚してまとめられたのだろうとは想像できますが、そうであれば、先ず投資サービス法は何を規制するのか（保護法益）を明確にしておくことが、今後の審議を建設的に進める1つのポイントだと考えます。

3. 一元化のあり方

この点は、中間整理において今後の検討課題とされた「保険業法の一部ルールの投資サービス法への一元化」（5頁）のイメージも不明確なものにしている印象を受けます。

1つの極端な例として、販売行為規制につき保険業法の関連規定を廃止して投資サービス法に一本化することが考えられます。この場合、前述のように、保険特有の行為規制まで投資サービス法に取り込むこととなりますが、その場合における投資サービス法の保護法益は何か、保険業法において当該規制を廃止する必要性は何かを問われることになるほか、一本化の後において保険特有の規制ニーズが生じた場合の対応などに懸念が残ります。

逆に、投資サービス法の保護法益が「投資家保護」であり、その適用対象が「投資性を有する金融商品」とであると整理すれば、仮に一元化を図るとした場合における「一元化のあり方」を想定しやすくなります。

投資サービス法は投資性商品に係る一般法と位置づけ、それが保険商品であるときは保険業法も重複して適用されるというものです。投資性を有する保険について言えば、保険固有部分を保険業法で規制し、投資性に関する部分を投資サービス法で規制するということとなります。新たな商品につき規制が抜け落ちることを防止するという観点で言えば、投資サービス規制を保険業法の中に取り込んで、規制の共通化を図る方法も考えられます。

4. 中間とりまとめに際して

これまでの当部会の審議を通じて、投資商品・投資サービスの定義は広めに取り、規制のあり方は実情を踏まえて改めて検討するという基本スタンスがあるとは理解しておりますが、今後の審議を建設的に進めるためにも、「投資性を有する金融商品」を対象とする旨を明確化しておく必要があると考えます。また、「一元化」という概念が何を意味するのかについて十分整理しておく必要があると考えます。

なお、先日の古市委員の意見書にありますとおり、根拠法のある共済や日本郵政公社による簡易保険も視野に入れた検討がなされるよう希望します。

(以上)